

OECD外国公務員贈賄防止条約 対日審査への対応状況等

令和6年10月

経済産業省知的財産政策室

OECD対日審査の経緯

- OECD外国公務員贈賄防止条約（12条）に基づき、締約国の条約の履行状況を定期的に審査。

対日審査

第1期審査

条約締結国の実施法の整合性

1998

経済産業省での取組
(不正競争防止法改正)

外国公務員贈賄罪創設

1999

- 外国公務員贈賄罪の定義の変更と適用除外の削除
- 公的な企業の定義拡大

2001

第2期審査

実施法の運用状況（実効性）

2004

属人主義の導入

2005

自然人の制裁引上げ
(結果として、時効期間が延長)

2006

法人の時効期間に関する規律の導入
(結果として、法人の時効期間が延長)

第3期審査

執行面に重点

2011

第4期審査

捜査・執行・法人責任に重点

2019

- 自然人の制裁引上げ
(5年・500万円→10年・3,000万円)
- 法人の制裁引上げ(3億円→10億円)
(結果として、自然人・法人の時効期間が延長 5年→7年)
- 日本企業の外国人従業員の国外犯処罰規定の導入

2023

2024

令和5年改正法施行

OECD優先勧告（第4期審査・2019年）

仮訳

1. 自然人への制裁

勧告12(a):

12. 制裁及び没収について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。

2. 法人への制裁

勧告15(a):

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又はより高い罰金を科すことができる他の根拠（例えば贈賄額や取得した不法利益額）を提供すること。

3. 公訴時効

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）

勧告14(b):

14. 法人の法的責任について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

b. 海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。

OECD優先勧告（第4期審査・2019年）

原文

1. 自然人への制裁

12(a):

12. Regarding sanctions and confiscation, the Working Group recommend that Japan:

a. Enact legislation to substantially increase the statutory maximum fine for natural persons convicted of foreign bribery.

2. 法人への制裁

15(a):

15. Regarding sanctions for legal persons, the Working Group recommend that Japan:

a. Raise the statutory maximum, or provide alternative grounds to impose higher fines, for example the amount of the bribe given or the unlawful benefit obtained, that can be imposed to ensure that the fine imposed will be effective, proportionate and dissuasive even in large-scale corruption cases.

3. 公訴時効

7(c):

7. Regarding the investigation and prosecution of foreign bribery, the Working Group recommend that Japan:

c. Take urgent steps to further extend the statute of limitations for the foreign bribery offence to an appropriate period to ensure the effective prosecution of the foreign bribery offence or to introduce the possibility to suspend the limitation period during the investigation with the aim of achieving the same goal.

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）

14(b):

14. Regarding corporate liability, the Working Group recommend that Japan:

b. Urgently review its legislation to ensure that Japan has nationality jurisdiction over foreign bribery offences including when bribes by Japanese companies operating abroad are paid by non-Japanese employees.

不正競争防止法における対応（令和6年4月施行）

- 諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、**自然人・法人の法定刑（罰金上限額・懲役刑の長期）を上げ**。
- 日本企業の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合に、当該外国人従業員を処罰し得る規定を創設。

自然人の罰金上限額・懲役刑

¥ 500万円以下

📄 5年以下



¥ **3,000万円**以下
※日本の刑事法制での最高額

📄 **10年**以下
※日本の経済犯罪の最長期間

※時効は5年から7年に（刑事訴訟法）

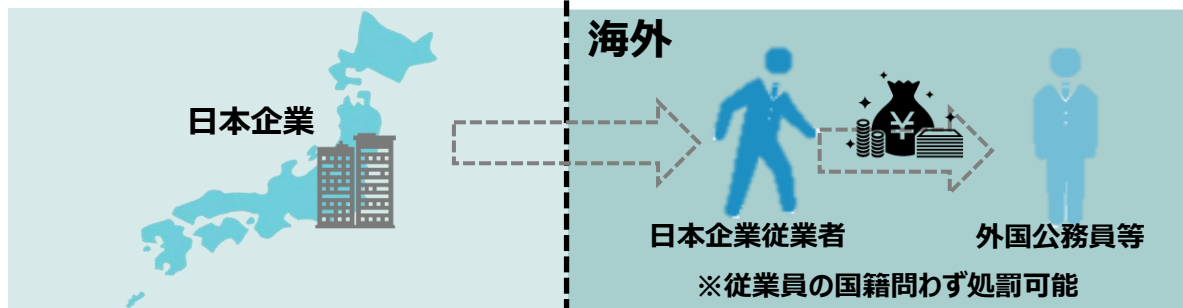
法人の罰金上限額

¥ 3億円以下



¥ **10億円**以下
※日本の刑事法制での最高額

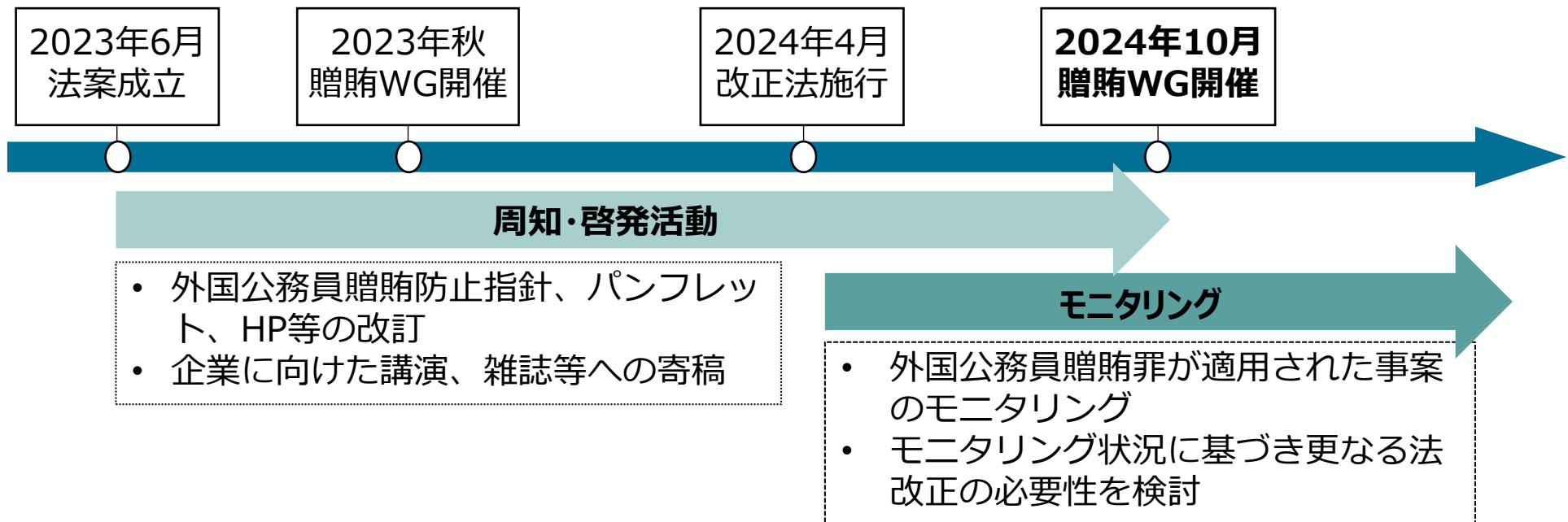
海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大



OECD贈賄作業部会への報告

2023年12月会合

- 昨年12月会合では、優先勧告を踏まえた、**不正競争防止法の改正**について報告。
- 今後の日本の取組として、周知・啓発活動の実施、改正法施行後の**事案のモニタリング**を含むロードマップ、及び**更なる法改正の必要性**についての議論を開始するための**考慮要素**を提示。



事案のモニタリング

- 改正法施行後、**外国公務員贈賄罪が適用された事案をモニタリングすることとしている。**
- 令和 5 年改正法施行（令和 6 年 4 月）以降の適用事例は **0 件**。
- 日本国内だけでなく、**諸外国の法令に基づき日本企業やその従業者に制裁が科された事案**についても、同様の観点でモニタリングを実施するが、改正法施行後、**現時点（令和 6 年 9 月時点）において把握事案なし。**

モニタリング項目	令和 5 年改正法施行後
自然人・法人に科された罰金	—
自然人・法人に科された没収	—
外国公務員に対して支払われた賄賂額	—
贈賄により得られた不正の利益	—
贈賄に関与した者	—
贈賄の行為地	—
訴追時における時効の経過期間	—
時効完成を理由に不起訴処分とした事案の件数	0 件

法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素

- 令和5年改正法施行（令和6年4月）以降の適用事例は0件であることを踏まえ、今後更なる**法改正の必要性を検討する際の考慮要素**についてご議論いただきたい。

考慮要素

（i）罰金刑について

- ① 自然人・法人に対して、不競法の**法定刑の上限額**（自然人3,000万円、法人10億円）**又はこれに近い額の刑が科されている事案の蓄積**
- ② **贈賄により得られた不正の利益や外国公務員に支払われた賄賂額に比して、日本の法制で科される罰金及び没収の額が低廉であり、犯罪抑止の観点から効果が低いといえる事案の蓄積**
- ③ ①又は②に対応する事案に加えて、**他国の法令に基づき日本企業や日本人が処罰された事案**において、**科された罰金・制裁金、不正利益、支払われた賄賂額が、日本の罰金刑の上限よりも高額であり、日本の法定刑が、犯罪抑止の観点から効果が低いと考えられる場合**

⇒①～③について、現時点では適用事例が0件であるため、引き続き事案の蓄積を待つ必要があるのではないか。

法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素

考慮要素

(i) 罰金刑について (つづき)

- ④ **他の条約加盟国の大多数における法定刑の水準が日本の改正法の法定刑の水準を大きく上回り、かつ、国内の経済犯罪に係る法律において、自然人・法人に対する罰金刑の上限額が、それぞれ3,000万円、10億円を超える額に引き上げられる改正が行われた場合**

⇒現時点では条約加盟国の大多数や他の国内経済犯罪において、罰金上限額の引き上げが行われている状況にはない。引き続き諸外国及び国内の動向を注視する必要があるのではないか。

(ii) 公訴時効期間について

時効完成を理由に不起訴処分とされた事案が多数あり、公訴時効期間が7年であることが、我が国における外国公務員贈賄罪の訴追の障壁になっていると認められる場合

⇒現時点では該当事案が0件であるため、引き続き事案の蓄積を待つ必要があるのではないか。